

生活拠点として中心市街地を再生するコンパクトなまちづくりを応援します

高齢者を含めた多くの人にとって暮らしやすいまちを目指して、様々な都市機能がコンパクトに集積し、アクセスしやすい「歩いて暮らせるまちづくり」を、都市の個性や歴史を活かしながら進める必要があります。

中心市街地は、公共交通ネットワークや都市機能・インフラなどのストックがあり、効果的・効率的に都市機能を集積する拠点として重要な候補地といえます。

そこで、まちの郊外化に歯止めをかけ、中心市街地に様々な都市機能を集約するなど、コンパクトなまちづくりに意欲的に取り組む市町村を応援するため、都市計画法と中心市街地活性化法が改正されました。

コンパクトなまちづくりに意欲的に取り組む市町村を応援します！

都市機能の無秩序な拡散防止  
(都市計画法による制限)

大規模集客施設の拡散立地に歯止めをかけて、地域の判断により、適正な立地を確保します。

中心市街地への都市機能の集約  
(中心市街地活性化法による支援)

市町村が作る基本計画に内閣総理大臣による認定をあたえ、効果的な取り組みを重点的に応援します。

コンパクトなまちづくり

アクセスしやすい「まち」

誰もが移動しやすく、過度に車に頼らないまち



ライトレールとバスの円滑な接続 (富山市)

賑わいある「まち」

居住、公共公益施設、事業所、商業等が集積したまち



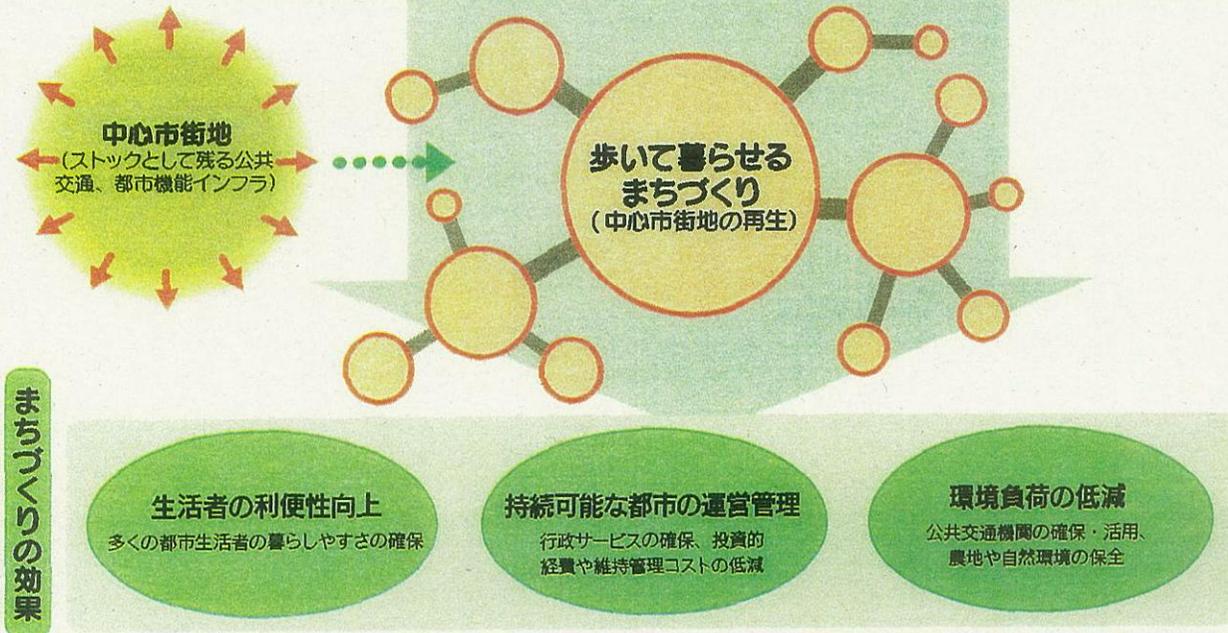
商業、公益施設等の複合開発 (青森市)

歴史や個性を活かした「まち」

地域の歴史・文化やまちづくりの蓄積を活かしたまち



白壁や町家による歴史的な街並み (広島県府中市)



まちづくりの効果

生活者の利便性向上

多くの都市生活者の暮らしやすさの確保

持続可能な都市の運営管理

行政サービスの確保、投資的経費や維持管理コストの低減

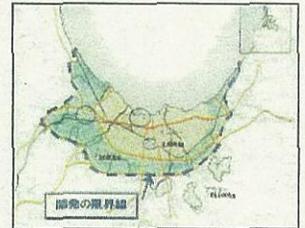
環境負荷の低減

公共交通機関の確保・活用、農地や自然環境の保全

青森市や富山市では、「コンパクトなまちづくり」の観点から中心市街地の再生に取り組んでいます。両市とも、平成 19 年 2 月に「中心市街地活性化基本計画」が認定されました。

青森市

市街地を三区に分けて都市整備・土地利用をコントロールし、併せて地域内交流を促進させる連携軸を強化し、中心市街地を生活拠点とした均衡のとれた扇型の市街地形成を目指しています。



富山市

市電、私鉄等による恵まれた公共交通によって駅中心の生活圏をつないだ「コンパクトなまちづくり」を展開。中心市街地は広域拠点として位置づけています。

